

令和7年9月1日

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

関係者各位

一般社団法人 公共建築協会

標準仕様書の改定に伴う評価基準の改定について

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より当協会に対して格別のお引き立てをいただき厚く御礼申し上げます。

さて、建築材料・設備機材等品質性能評価事業においては、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定による「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標準仕様書」という。）に基づき、建築材料・設備機材等の評価基準（以下「評価基準」という。）を定めております。

「標準仕様書」が、3年ごとの改定により令和7年版として制定されたことを受け、評価基準も令和7年版として改定を行いました。改定内容は、別紙-1を参照してください。

評価基準の改定により、申請内容と評価基準との間に差異が生じている場合がありますので、ご確認をお願いしたいと存じます。

なお、差異が確認された場合には、下記1. 2. のいずれかにより対応いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更評価による対応

評価基準の改定部分と貴社の申請内容の間に生じている差異について、次に示すように、変更評価を申請し、評価書を取得してください。

(1) 変更申請の手続き

①変更申請の手続きについては、「変更評価の手続き等について」に基づき、申請書を作成してください。

なお、申請の際、ご不明な点等がある場合は、事務局宛てメール等でご相談ください。

②受付は随時行っています。受付審査が終了次第、直近の評価委員会に諮り審査を実施します。

③変更評価が終了した場合には、評価書を交付するとともに、当協会のホームページにて公表します。

(2) 変更申請の経費

変更内容により評価料金は異なります。「建築材料及び設備機材 評価申込案内」で確認してください。

2. 既評価書をそのまま継続使用

評価書を取得している建築材料・設備機材を工事に納入する場合、品質性能等の証明として評価書の写しを提出していたと思います。しかしながら、標準仕様書（令和7年版）および評価基準（令和7年版）との間に差異が生じている建築材料・設備機材を工事に納入する場合、評価書の写しに加えて、標準仕様書（令和7年版）および評価基準（令和7年版）に適合することを、証明書、検査成績書等の提出により、工事ごとに証明する必要がございます。

なお、これについては、発注者側の了解を得たものではありませんので、差異が生じている部分の説明や対応方法の説明等が必要と思われます。

3. 問い合わせ先

一般社団法人 公共建築協会 評価事務局

Tel 03-3523-0384、Fax 03-3523-1827（建築、電気設備、機械設備共通）

Mail 建築材料等評価部：hyokajigyo-a@pba.or.jp

電気設備機材等評価部：hyokajigyo-e@pba.or.jp

機械設備機材等評価部：hyokajigyo-m@pba.or.jp

標準仕様書（令和7年版）及び電気設備機材等評価基準（令和7年版）の改定について

* 表は、公共建築工事標準仕様書の改定内容全てを記載したものではありません。主な改定内容を抜粋しています。
 * 「赤字」は、改定箇所を示しております。
 * 「青字」は、改定の解説等です。

品目	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 新旧対照表				評価基準 新旧対照表																			
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版																			
照明器具 (LED 照明器具)	第2編 電力設備工事 第1章 機材 第4節 照明器具 1.4.4 光源	(1) LED モジュールは、表 1.4.3 に示す規格による。 表 1.4.3 LED モジュール <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">LED モジュール</td> <td>JIS C 8154 一般照明用 LED モジュール-安全仕様</td> </tr> <tr> <td>JIS C 8155 一般照明用 LED モジュール-性能要求事項</td> </tr> </tbody> </table>	呼 称	規 格	LED モジュール	JIS C 8154 一般照明用 LED モジュール-安全仕様	JIS C 8155 一般照明用 LED モジュール-性能要求事項	LED モジュールは、表 1.4.3 に示す規格による。 表 1.4.3 LED モジュール <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">LED モジュール</td> <td>JIS C 8105-3 照明器具—第3部:性能要求事項 通則 付属書 A(規定)「LED 照明器具性能要求事項」</td> </tr> <tr> <td>JIS C 8154 一般照明用 LED モジュール-安全仕様</td> </tr> <tr> <td>JIS C 8155 一般照明用 LED モジュール-性能要求事項</td> </tr> </tbody> </table>	呼 称	規 格	LED モジュール	JIS C 8105-3 照明器具—第3部:性能要求事項 通則 付属書 A(規定)「LED 照明器具性能要求事項」	JIS C 8154 一般照明用 LED モジュール-安全仕様	JIS C 8155 一般照明用 LED モジュール-性能要求事項	LED モジュールは、JIS C 8154 「一般照明用 LED モジュール安全仕様」、JIS C 8155 「一般照明用 LED モジュール性能要求事項」に適合している。 JIS C 8105 の改正により、JIS C 8105-3「照明器具—第3部:性能要求事項 通則 付属書 A(規定)「LED 照明器具性能要求事項」が削除された。	LED モジュールは、JIS C 8105-3 「照明器具第3部:性能要求事項 通則 付属書 A(規定)「LED 照明器具性能要求事項」、JIS C 8154 「一般照明用 LED モジュール安全仕様」、JIS C 8155 「一般照明用 LED モジュール性能要求事項」に適合している。								
呼 称	規 格																							
LED モジュール	JIS C 8154 一般照明用 LED モジュール-安全仕様																							
	JIS C 8155 一般照明用 LED モジュール-性能要求事項																							
	呼 称	規 格																						
LED モジュール	JIS C 8105-3 照明器具—第3部:性能要求事項 通則 付属書 A(規定)「LED 照明器具性能要求事項」																							
	JIS C 8154 一般照明用 LED モジュール-安全仕様																							
	JIS C 8155 一般照明用 LED モジュール-性能要求事項																							
標準図 第2編 電力設備工事 照明器具の記号等 1	(1) 光源の種類及び器具の形状 <table border="1"> <thead> <tr> <th>付加機能²</th> <th>高効率形</th> <th>記号③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>高効率形</td> <td>H</td> </tr> </tbody> </table>	付加機能 ²	高効率形	記号③		高効率形	H	(1) 光源の種類及び器具の形状 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>記号③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		記号③			記号③の H を付した LED 照明器具は、高効率形に適合している。 固有エネルギー消費効率を高めた器具分類として、「高効率形 H」が追加された。	なし										
付加機能 ²	高効率形	記号③																						
	高効率形	H																						
	記号③																							
標準図 第2編 電力設備工事 照明器具の記号等 3	(6) LED 制御装置の種類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>記号⑦</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連続調光形</td> <td>LX</td> <td>調光信号により出力を制御し、定格消費電力で点灯する光束と調光下限値間を連続的に制御するもの。調光下限値は、定格消費電力で点灯する光束を100%とした場合に25%以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	記号⑦	摘要	連続調光形	LX	調光信号により出力を制御し、定格消費電力で点灯する光束と調光下限値間を連続的に制御するもの。調光下限値は、定格消費電力で点灯する光束を100%とした場合に25%以下とする。	(6) LED 制御装置の種類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>記号⑦</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連続調光形</td> <td>LX</td> <td>調光信号により出力を制御し、定格消費電力で点灯する光束と調光下限値間を連続的に制御するもの。調光下限値は、定格消費電力で点灯する光束を100%とした場合に35%以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	記号⑦	摘要	連続調光形	LX	調光信号により出力を制御し、定格消費電力で点灯する光束と調光下限値間を連続的に制御するもの。調光下限値は、定格消費電力で点灯する光束を100%とした場合に35%以下とする。	定格消費電力で点灯する光束を 100%とした場合の調光下限値は、25%以下である。 JIL5004「公共施設用照明器具」の改正により、調光下限値が見直しされた。	定格消費電力で点灯する光束を 100%とした場合の調光下限値は、35%以下である。								
種類	記号⑦	摘要																						
連続調光形	LX	調光信号により出力を制御し、定格消費電力で点灯する光束と調光下限値間を連続的に制御するもの。調光下限値は、定格消費電力で点灯する光束を100%とした場合に25%以下とする。																						
種類	記号⑦	摘要																						
連続調光形	LX	調光信号により出力を制御し、定格消費電力で点灯する光束と調光下限値間を連続的に制御するもの。調光下限値は、定格消費電力で点灯する光束を100%とした場合に35%以下とする。																						
標準図 第2編 電力設備工事 LED 照明器具	(例) LED 照明器具の性能表(抜粋) <table border="1"> <thead> <tr> <th>器種</th> <th>光束 [lm]</th> <th>消費電力 [W]</th> <th>入力容量 [VA]</th> <th>固有エネルギー消費効率 [Lm/W]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LRS8-4-43</td> <td>4,300 以上</td> <td>35 以下</td> <td>41 以下</td> <td>130 以上</td> </tr> </tbody> </table>	器種	光束 [lm]	消費電力 [W]	入力容量 [VA]	固有エネルギー消費効率 [Lm/W]	LRS8-4-43	4,300 以上	35 以下	41 以下	130 以上	(例) LED 照明器具の性能表(抜粋) <table border="1"> <thead> <tr> <th>器種</th> <th>光束 [lm]</th> <th>消費電力 [W]</th> <th>入力容量 [VA]</th> <th>固有エネルギー消費効率 [Lm/W]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LRS8-4-43</td> <td>4,300 以上</td> <td>36 以下</td> <td>42 以下</td> <td>125 以上</td> </tr> </tbody> </table>	器種	光束 [lm]	消費電力 [W]	入力容量 [VA]	固有エネルギー消費効率 [Lm/W]	LRS8-4-43	4,300 以上	36 以下	42 以下	125 以上	LED 照明器具の固有エネルギー消費効率等の性能は、標準仕様書(標準図を含む)の規定に適合している。 JIL5004「公共施設用照明器具」の改正により固有エネルギー消費効率等の性能が見直しされた。 個々の LED 照明器具の性能等は標準図による。	LED 照明器具の固有エネルギー消費効率等の性能は、標準仕様書(標準図を含む)の規定に適合している。
器種	光束 [lm]	消費電力 [W]	入力容量 [VA]	固有エネルギー消費効率 [Lm/W]																				
LRS8-4-43	4,300 以上	35 以下	41 以下	130 以上																				
器種	光束 [lm]	消費電力 [W]	入力容量 [VA]	固有エネルギー消費効率 [Lm/W]																				
LRS8-4-43	4,300 以上	36 以下	42 以下	125 以上																				

品目	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 新旧対照表						評価基準 新旧対照表		
	章・節	令和7年版			令和4年版			令和7年版	令和6年版
照明器具 (LED 照明器具)	標準図 第2編 電力設備工事 LED 照明器具	照明器具の追加			LED 照明器具の削除			LED 照明器具の形状、材質、寸法、重量、性能等は、標準仕様書(標準図を含む)の規定に適合している。 JIL5004「公共施設用照明器具」の改正により、11器種のLED照明器具が削除され、新たに25器種のLED照明器具が追加された。 個々のLED照明器具の形状、材質、寸法、重量、性能等は、標準図による。	LED 照明器具の形状、材質、寸法、重量、性能等は、標準仕様書(標準図を含む)の規定に適合している。
		器具の形状	照明器具の記号	器種数	器具の形状	照明器具の記号	器種数		
		埋込天井灯 1	LRS3H-4-□□	2 器種	埋込天井灯 16	LRS28-6-□□	2 器種		
		埋込天井灯 10	LRS8H-4-□□	2 器種	埋込天井灯 17	LRS29-6-□□	2 器種		
		埋込天井灯 14	LRS20H-4-□□	2 器種	埋込天井灯 3	LRS11R-□□	1 器種		
		埋込天井灯 16	LRS28-6-□□	2 器種	直付け高天井灯 1	LSR1M-□□□	2 器種		
		埋込天井灯 17	LRS29-6-□□	2 器種	直付け高天井灯 1	LSR1W-□□□	2 器種		
		直付け天井灯 1	LSS1H-4-□□	2 器種	直付け高天井灯 1	LSR1AM-□□□	2 器種		
		直付け天井灯 2	LSS6-4-□□	3 器種	計		11 器種		
		直付け天井灯 3	LSS7H-4-□□	2 器種	注) □□、□□□は定格光束を示す記号				
		直付け天井灯 4	LSS9H-4-□□	2 器種					
		直付け天井灯 5	LSS10H-4-□□	2 器種					
		直付け天井灯 7	LSS13H-4-□□	2 器種					
		埋込天井灯 8	LRS18-□□	2 器種					
		計		25 器種					
注) □□は定格光束を示す記号 例:LRS3H-4-48									

品目	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 新旧対照表			評価基準 新旧対照表																									
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版																								
照明制御装置	第2編 電力設備工事 第1章 機材 第6節 照明制御装置 1.6.2.1 照明制御器	(4) 照明制御部は、次による (オ) 人感センサと組合せる場合は、次による。 (c) 照明器具の点灯と換気扇の始動を連動させるものは、換気扇へ電源送り接続ができる端子を設け、感知されなくなつてから消灯後、換気扇を停止するまでの保持時間を設定又は決められた時間で自動停止できるものとする。	(イ) 照明制御部は、次による (e) 人感センサと組合せる場合は、次による。	人感センサと組合せる場合の機能は、標準仕様書の規定に適合している。 人感センサと組合せる機能が追加された。	人感センサと組合せる場合の機能は、標準仕様書の規定に適合している。																								
	第2編 電力設備工事 第1章 機材 第6節 照明制御装置 1.6.3.2 照明監視制御装置	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">表 1.6.1 照明監視制御装置の機能(抜粋)</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>機能</th> <th>基本機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パターン制御</td> <td>あらかじめ設定した回路の点滅又は調光を再現する。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>照明器具個別通信制御</td> <td>有線又は無線通信により、通信機能付照明器具を個別に点滅又は調光制御する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	表 1.6.1 照明監視制御装置の機能(抜粋)			名称	機能	基本機能	パターン制御	あらかじめ設定した回路の点滅又は調光を再現する。	○	照明器具個別通信制御	有線又は無線通信により、通信機能付照明器具を個別に点滅又は調光制御する。		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">表 1.6.1 照明監視制御装置の機能(抜粋)</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>機能</th> <th>基本機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パターン制御</td> <td>あらかじめ設定した回路の点滅を再現する。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>照明器具個別通信制御</td> <td>有線又は無線通信により、通信機能付照明器具を個別に調光制御する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	表 1.6.1 照明監視制御装置の機能(抜粋)			名称	機能	基本機能	パターン制御	あらかじめ設定した回路の点滅を再現する。	○	照明器具個別通信制御	有線又は無線通信により、通信機能付照明器具を個別に調光制御する。		照明監視制御装置の機能は、標準仕様書の規定に適合している。 照明監視制御装置の機能が追加された。	照明監視制御装置の機能は、標準仕様書の規定に適合している。
表 1.6.1 照明監視制御装置の機能(抜粋)																													
名称	機能	基本機能																											
パターン制御	あらかじめ設定した回路の点滅又は調光を再現する。	○																											
照明器具個別通信制御	有線又は無線通信により、通信機能付照明器具を個別に点滅又は調光制御する。																												
表 1.6.1 照明監視制御装置の機能(抜粋)																													
名称	機能	基本機能																											
パターン制御	あらかじめ設定した回路の点滅を再現する。	○																											
照明器具個別通信制御	有線又は無線通信により、通信機能付照明器具を個別に調光制御する。																												
	第2編 電力設備工事 第1章 機材 第6節 照明制御装置 1.6.3.3 構造一般	(イ) キャビネットは 1.7.3「キャビネット」(1)(イ)、(エ)及び(オ)による。 (引用部) 1.7.3 キャビネット (1) 屋内用キャビネットは、次による。	(b) キャビネットは 1.7.3「キャビネット」(1)(エ)、(サ)、(ス)及び(セ)による。 (引用部) 1.7.3 キャビネット (1) 屋内用キャビネットは、次による。 (イ) ドアは開閉式とし、ちょう番は表面から見えない構造とする。	屋内用キャビネットは、標準仕様書の規定に適合している。 ドアの仕様が見直しされた。	屋内用キャビネットは、標準仕様書の規定に適合している。																								

品目	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 新旧対照表										評価基準 新旧対照表			
	章・節		令和7年版					令和4年版					令和7年版	令和6年版
	標準図 第2編 電力設備工事 照明制御		照明制御器(抜粋)					照明制御器(抜粋)					照明制御器 DS1-AN、NT、DS2-AN、NT、DS1-NK は、標準仕様書(標準図を含む)の規定に適合している。 JIL5004「公共施設用照明器具」の改正により、照明制御器の仕様が見直し及び追加された。	照明制御器 DS1-AN、NT、DS2-AN、NT は、標準仕様書(標準図を含む)の規定に適合している。
		適用					適用							
		センサ		照明制御部			センサ		照明制御部					
		器種	感知方式	感知範囲* [m]	制御方式・内容	制御台数等	器種	感知方式	感知範囲* [m]	制御方式・内容	制御台数等			
DS1 DS2	AN			・調光下限光束に減光後、引き続き人感センサが感知されない場合に、設定した時間で消灯制御する。ただし、設定した場合に限る。		DS1 DS2	AN							
	NT			・調光下限光束に減光後、引き続き人感センサが感知されない場合に、設定した時間で消灯制御する。ただし、設定した場合に限る。			NT							
DS1	NK	人感センサ	Φ4.0以上	人感センサ制御装置・点滅タイプ・換気扇連動タイプ ・定格電圧は100Vとする。 ・LED照明器具を点滅制御し、換気扇を動作する。 ・人感センサが感知後、LED照明器具を定格消費電力で点灯する光束で点灯させ、人感センサが感知されなくなつてから設定した時間後に消灯制御する。 ・人感センサが感知後、換気扇を動作させ、LED照明器具が消灯後、設定又は決められた時間で自動停止する。	照明器具用と換気扇用の出力端子を有すること。換気扇用の出力端子は100Vとする。									

品目	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 新旧対照表					評価基準 新旧対照表					
	章・節	令和7年版				令和4年版				令和7年版	令和6年版
		照明制御器(抜粋)					照明制御器(抜粋)				
照明制御装置	標準図 第2編 電力設備工事 照明制御	適用				適用				照明制御器 DS1-NC は、標準仕様書(標準図を含む)の規定に適合している。 JIL 5004「公共施設用照明器具」の改正により、照明制御器の仕様が見直しされた。	照明制御器 DS1-NC は、標準仕様書(標準図を含む)の規定に適合している。
		センサ		照明制御部		センサ		照明制御部			
		器種	感知方式	感知範囲* [m]	制御方式・内容	その他仕様	器種	感知方式	感知範囲* [m]		
DS1	NC	微動検知人感センサ*2(赤外線、画像認識等)明るさセンサ(照度)	7.2× 7.2以上	・感知範囲内の明るさと、制御エリアごとの微動を検知して、調光制御する。 ・ ・	制御エリア数: 8以上*3 最小制御範囲: 1.8m× 3.6m以下	DS1	NC	微動検知人感センサ*2(赤外線、画像認識等)明るさセンサ(照度)	3.6× 3.6以上 かつ分割数:4 以上 分割により 最小感知範囲 1.8× 1.8以下	・ ・ ・	—
注 *3 微動検知人感センサは、感知範囲、制御エリア数及び最小制御範囲の要件を満足するものとし、1台のセンサで要件を満たさない場合は、センサを複数台用いて対応しても良い。											

品目	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 新旧対照表		評価基準 新旧対照表		
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和6年版	
分電盤	第2編 電力設備工事 第1章 機材 第7節 分電盤 1.7.2 構造一般	(2) 分電盤の保護構造 なお、ドア裏面の充電部が露出する部分は、感電防止の処置を施す。ただし、露出する部分の電圧が50V以下の場合には、感電防止の処置を省略することができる。	(2) 分電盤の保護構造 なお、ドア裏面の充電部が露出する部分は、感電防止の処置を施す。ただし、露出する部分の最大使用電圧が60V以下の場合には、感電防止の処置を省略することができる。	分電盤のドア裏面の保護構造は、標準仕様書の電圧区分による規定に適合している。 JIS C 8480「キャビネット形分電盤」の改正により、電圧区分が見直された。	分電盤のドア裏面の保護構造は、標準仕様書の電圧区分による規定に適合している。
	第2編 電力設備工事 第1章 機材 第7節 分電盤 1.7.3.キャビネット	(1) 屋内用キャビネットは、次による。 (ウ) ドアは、錠付きとし、次による。 (a) 錠の鍵は、製造者の標準とする。ただし、鍵の仕様等を指定する場合は、特記による。 (b) ドアのハンドルは、表面に突出ない構造で、非鉄金属製又はステンレス鋼製とする。 なお、施錠・解錠状態表示付とする場合は、特記による。	(1) 屋内用キャビネットは、次による。 (キ) ドアは、錠付きとし、ハンドルは、表面に突出ない構造で非鉄金属製又はステンレス鋼製とする。	屋内用キャビネットのドアは、標準仕様書の規定に適合している。 ドアの仕様が見直された。	屋内用キャビネットのドアは、標準仕様書の規定に適合している。
分電盤	第2編 電力設備工事 第1章 機材 第7節 分電盤 1.7.4 導電部	(5) 盤内機器の接地母線を設ける場合は、次による。 (ア) 接地母線は、銅帯とし、表 1.7.7 の締付けねじの呼び径で支持できるものとする。 表 1.7.7 締付けねじの呼び径及び接地線の太さ	(5) 盤内機器の接地母線を設ける場合は、次による。 (ア) 接地母線は、銅帯とし、表 1.7.7 の締付けねじの呼び径で支持できるものとする。 表 1.7.7 締付けねじの呼び径及び接地線の太さ	接地母線の締付けねじの呼び径は、標準仕様書の規定に適合している。 JIS C 8480「キャビネット形分電盤」の改正により、基準定格電流が見直された。	接地母線の締付けねじの呼び径は、標準仕様書の規定に適合している。
		(6) 外部からの分岐回路の負荷用接地線を接続する端子(以下「接地線用端子」という。)又は銅帯(以下「接地線用銅帯」という。)を設けるものとし、次による。 (イ) 接地用端子の接地線の太さ及びねじの呼び径は、表 1.7.7 に示す値以上とする。ただし、32A以下の分岐回路の接地線のねじの呼び径は、M3以上とする。 (ウ)(b) 接地線をねじ締めによって接続するねじの呼び径は、表 1.7.7 に示す値以上とする。ただし、32A以下の分岐回路の接地線のねじの呼び径は、M3以上とする。	(6) 外部からの分岐回路の負荷用接地線を接続する端子(以下「接地線用端子」という。)又は銅帯(以下「接地線用銅帯」という。)を設けるものとし、次による。 (イ) 接地用端子の接地線の太さ及びねじの呼び径は、表 1.7.7 に示す値以上とする。ただし、30A以下の分岐回路の接地線のねじの呼び径は、M3以上とする。 (ウ)(b) 接地線をねじ締めによって接続するねじの呼び径は、表 1.7.7 に示す値以上とする。ただし、30A以下の分岐回路の接地線のねじの呼び径は、M3以上とする。		

品目	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 新旧対照表		評価基準 新旧対照表												
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版										
分電盤	第2編 電力設備工事 第1章 機材 第7節 分電盤 1.7.6 器具類	(15) 電力計測装置は、計測ユニット、変流器等により構成し、次による。 (ア) 計測ユニットは、変流器等で変成した電流と、入力電圧により電力値を演算処理し、外部へ出力できるものとし、次による。 (a) 計測回路数は、特記による。 (b) 演算する電力量は、定格電流通電時、かつ、力率1の場合に精度は、±3.0%とする。 (c) 演算値等を外部へ出力するときの信号回線数及び信号種別は、特記による。 (d) 演算値等を計測ユニットに蓄積する場合は、次による。 ① 電力量は1時間ごとの積算値とし、蓄積期間は特記による。 ② 蓄積データ等の停電補償時間は、48時間以上とする。 ③ 蓄積したデータは、CSV形式でフラッシュメモリ等に出力できるものとする。 (イ) 変流器は、次による。 (c) 配線用遮断器等に変流器を内蔵する場合は、特記による。 (ウ) 配線用遮断器等に計測ユニットの機能の全部又は一部を内蔵する場合は、特記による。	(15) 電力計測装置は、集中監視部、積算計器、変成器等により構成し、複数の電力量のデータを収集、蓄積、表示及び出力できるものとし、計測回路数は、特記による。 (ア) 集中監視部は、積算計器、変成器等から電力量のデータを収集し、時系列に蓄積をできるものとし、次による。 なお、信号回線数及び信号種別は、特記による。 (a) 蓄積したデータは、CSV形式でフラッシュメモリ等又は外部出力端子に出力できるものとする。 なお、外部出力端子の種別は、特記による。 (b) 計測項目、集積期間及び精度は、表 1.7.13 による。 表 1.7.13 計測項目、集積期間及び精度 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">計測項目</th> <th colspan="2">集積期間^{*1}</th> <th rowspan="2">精度^{*2}</th> </tr> <tr> <th>1時間ごと</th> <th>1日ごと</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力量</td> <td>1カ月以上</td> <td>1カ月以上</td> <td>±3.0%</td> </tr> </tbody> </table> 注 *1 集積期間は、集計日時からの期間とする。 *2 精度は、定格電流通電時、かつ、力率1の場合とする。 (c) 蓄積データ等の停電補償時間は、48時間以上とする。 (d) 積算計器と一体とすることができる。 (イ) 積算計器は、定格電流通電時、かつ、力率1の場合に比誤差は、±2.0%とする。 (ウ) 変成器は、次による。 (c) 定格電流又は定格電圧時の比誤差は、±1.0%とし、位相角の限度は、±1.0度とする。 (エ) 積算計器付遮断器又は変成器付配線用遮断器は、(1)又は(2)によるほか、(イ)又は(ウ)(c)による。	計測項目	集積期間 ^{*1}		精度 ^{*2}	1時間ごと	1日ごと	電力量	1カ月以上	1カ月以上	±3.0%	電力計測装置の構成は、標準仕様書の規定に適合している。 電力計測装置の仕様が見直しされた。	電力計測装置の構成は、標準仕様書の規定に適合している。
計測項目	集積期間 ^{*1}		精度 ^{*2}												
	1時間ごと	1日ごと													
電力量	1カ月以上	1カ月以上	±3.0%												
	標準図 第2編 電力設備工事 分電盤 2	ガタースペース寸法図にアース端子バーを追加	—	分電盤の構造は、標準仕様書(標準図を含む)の規定に適合している。 JIS C 8480「キャビネット形分電盤 附属書 A」の改正により、アース端子バーが追加された。	分電盤の構造は、標準仕様書(標準図を含む)の規定に適合している。										
制御盤	第2編 電力設備工事 第1章 機材 第12節 制御盤 1.12.3 キャビネット	(1) 屋内用キャビネットは、次によるほか、1.7.3「キャビネット」(1)(イ)から(オ)までによる。 (引用部) 1.7.3.キャビネット (1) 屋内用キャビネットは、次による。 (ウ) ドアは、錠付きとし、次による。 (a) 錠の鍵は、製造者の標準とする。ただし、鍵の仕様等を指定する場合は、特記による。 (b) ドアのハンドルは、表面に突出しない構造で、非鉄金属製又はステンレス鋼製とする。 なお、施錠・解錠状態表示付とする場合は、特記による。	(1) 屋内用キャビネットは、次によるほか、1.7.3「キャビネット」(1)(エ)、(キ)、(サ)、(ス)及び(セ)による。 (引用部) 1.7.3.キャビネット (1) 屋内用キャビネットは、次による。 (キ) ドアは、錠付きとし、ハンドルは、表面に突出しない構造で非鉄金属製又はステンレス鋼製とする。	屋内用キャビネットのドアは、標準仕様書の規定に適合している。 ドアの仕様が見直しされた。	屋内用キャビネットのドアは、標準仕様書の規定に適合している。										
	第2編 電力設備工事 第1章 機材 第12節 制御盤 1.12.6 器具類	(12) 電動機の過負荷(過電流)、単相(欠相)又は反相運転を防止する保護継電器は、表 1.12.14 に示す規格による。 表 1.12.14 保護継電器 <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼称</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">保護継電器</td> <td>JIS C 8201-4-1 低圧開閉装置及び制御装置-第4-1部:接触器及びモータスタータ:電気機械式接触器及びモータスタータ</td> </tr> <tr> <td>JEM 1357 電動機用静止形保護継電器</td> </tr> </tbody> </table>	呼称	規格	保護継電器	JIS C 8201-4-1 低圧開閉装置及び制御装置-第4-1部:接触器及びモータスタータ:電気機械式接触器及びモータスタータ	JEM 1357 電動機用静止形保護継電器	(12) 電動機の過負荷(過電流)、単相(欠相)又は反相運転を防止する保護継電器は、表 1.12.14 に示す規格による。 表 1.12.14 保護継電器 <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼称</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保護継電器</td> <td>JEM 1356 電動機用熱動形及び電子式保護継電器</td> </tr> <tr> <td>JEM 1357 電動機用静止形保護継電器</td> </tr> </tbody> </table>	呼称	規格	保護継電器	JEM 1356 電動機用熱動形及び電子式保護継電器	JEM 1357 電動機用静止形保護継電器	電動機の過負荷(過電流)、単相(欠相)又は反相運転を防止する保護継電器は、JIS C 8201-4-1「低圧開閉装置及び制御装置-第4-1部:接触器及びモータスタータ:電気機械式接触器及びモータスタータ」又は JEM1357「電動機用静止形保護継電器」に適合している。 JEM 1356「電動機用熱動形及び電子式保護継電器」が廃止され、JIS C 8201-4-1「低圧開閉装置及び制御装置-第4-1部:接触器及びモータスタータ:電気機械式接触器及びモータスタータ」に移行した。	電動機の過負荷(過電流)、単相(欠相)又は反相運転を防止する保護継電器は、JEM 1356「電動機用熱動形及び電子式保護継電器」又は JEM1357「電動機用静止形保護継電器」に適合している。
呼称	規格														
保護継電器	JIS C 8201-4-1 低圧開閉装置及び制御装置-第4-1部:接触器及びモータスタータ:電気機械式接触器及びモータスタータ														
	JEM 1357 電動機用静止形保護継電器														
	呼称	規格													
保護継電器	JEM 1356 電動機用熱動形及び電子式保護継電器														
	JEM 1357 電動機用静止形保護継電器														

品目	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 新旧対照表		評価基準 新旧対照表																							
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版																					
制御盤	標準図 第2編 電力設備工事 制御盤 2	単位装置の機能1 (1) 機能の共通事項 (エ) Y-Δ切換は、 タイマにより行う。 (キ) 警報用ブザー及び表示灯は、次による。 (1) 警報用ブザーは、停止回路付きとし、制御盤ごと一括とする。 ただし、制御盤に複数の幹線があり、幹線ごとに制御電源を設ける場合は、その制御電源ごと一括とする。	単位装置の機能1 (1) 機能の共通事項 (ニ) Y-Δ切換は、 タイマ又は電流要素のいずれでもよい。 (ト) 警報用ブザー及び表示灯は、次による。 (1) 警報用ブザーは、停止回路付きとし、制御盤ごと一括とする。	Y-Δ切換は、標準仕様書(標準図を含む)の規定に適合している。 Y-Δ切換の仕様が見直しされた。 警報用ブザー及び表示灯回路は、標準仕様書(標準図を含む)の規定に適合している。 幹線が複数ある場合の仕様を追記された。	Y-Δ切換は、標準仕様書(標準図を含む)の規定に適合している。 警報用ブザー及び表示灯回路は、標準仕様書(標準図を含む)の規定に適合している。																					
キュービクル式配電盤	第3編 受変電設備工事 第1章 機材 第1節 キュービクル式配電盤 1.1.3 キャビネット	(2) 屋内用配電盤は、次による。 (ア) ドアは、錠付きとし、次による。 (a) 錠の鍵は、製造者の標準とする。ただし、鍵の仕様等を指定する場合は、特記による。 (b) ドアのハンドルは、製造者の標準とする。ただし、施錠・解錠状態表示付とする場合は、特記による。 (f) 90度以上開いた状態で固定できる構造とする。	(2) 屋内用配電盤は、次による。 (ア) ドアは、施錠でき、かつ、90度以上開いた状態で固定できる構造とする。	屋内用配電盤のドアは、標準仕様書の規定に適合している。 ドアの仕様が見直しされた。	屋内用配電盤のドアは、標準仕様書の規定に適合している。																					
	第3編 受変電設備工事 第1章 機材 第1節 キュービクル式配電盤 1.1.5 器具類	(1) 開閉器類は、次による。 (ウ) 双投電磁接触器は、JEM 1465「接触器式トランスファスイッチ」によるほか、次に示す性能以上のものとする。ただし、機械的又は電氣的にインターロックを施す構成とする場合は、(イ)による電磁接触器2個の組合せによるものとする事ができる。 (a) 機械的耐久性 1万回以上 (b) 電氣的耐久性 0.6万回以上 (9) 熱動形保護継電器は、表 1.1.20 に示す規格による。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">表 1.1.20 熱動形保護継電器</th> </tr> <tr> <th>呼称</th> <th colspan="2">規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱動形保護継電器</td> <td>JIS C 8201-4-1</td> <td>低圧開閉装置及び制御装置-第4-1部:接触器及びモータスタータ:電気機械式接触器及びモータスタータ</td> </tr> </tbody> </table>	表 1.1.20 熱動形保護継電器			呼称	規格		熱動形保護継電器	JIS C 8201-4-1	低圧開閉装置及び制御装置-第4-1部:接触器及びモータスタータ:電気機械式接触器及びモータスタータ	(1) 開閉器類は、次による。 (ウ) 双投電磁接触器は、(イ)による。ただし、機械的又は電氣的にインターロックが施されている場合は、単投のものを2個組合せることができる。また、電源切替え等に使用する開閉頻度の少ないものは、次に示す性能以上のものとする事ができる。 機械的耐久性 5万回以上 電氣的耐久性 1万回以上 (引用部) (イ) 電磁接触器は、第2編 1.7.6「器具類」(3)による。ただし、コンデンサ開閉用のものにあつては、常時励磁式とし、次に示す性能以上とする。 (a) 使用負荷種別 AC-3 (b) 開閉頻度 30回/時 (c) 通電率 40% (d) 耐久性の種別 機械的耐久性 100万回以上 電氣的耐久性 10万回以上 (9) 熱動形保護継電器は、表 1.1.20 に示す規格による。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">表 1.1.20 熱動形保護継電器</th> </tr> <tr> <th>呼称</th> <th colspan="2">規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱動形保護継電器</td> <td>JIS C 8201-4-1</td> <td>低圧開閉装置及び制御装置-第4-1部:接触器及びモータスタータ:電気機械式接触器及びモータスタータ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JEM 1356</td> <td>電動機用熱動形及び電子式保護継電器</td> </tr> </tbody> </table>	表 1.1.20 熱動形保護継電器			呼称	規格		熱動形保護継電器	JIS C 8201-4-1	低圧開閉装置及び制御装置-第4-1部:接触器及びモータスタータ:電気機械式接触器及びモータスタータ		JEM 1356	電動機用熱動形及び電子式保護継電器	双投電磁接触器の仕様は、標準仕様書の規定に適合している。 双投電磁接触器の仕様が見直しされた。 熱動形保護継電器は、JIS C 8201-4-1「低圧開閉装置及び制御装置-第4-1部:接触器及びモータスタータ:電気機械式接触器及びモータスタータ」に適合している。 JEM 1356「電動機用熱動形及び電子式保護継電器」の廃止により削除された。	双投電磁接触器の仕様は、標準仕様書の規定に適合している。 熱動形保護継電器は、IS C 8201-4-1「低圧開閉装置及び制御装置-第4-1部:接触器及びモータスタータ:電気機械式接触器及びモータスタータ」、又は JEM 1356「電動機用熱動形及び電子式保護継電器」 に適合している。
表 1.1.20 熱動形保護継電器																										
呼称	規格																									
熱動形保護継電器	JIS C 8201-4-1	低圧開閉装置及び制御装置-第4-1部:接触器及びモータスタータ:電気機械式接触器及びモータスタータ																								
表 1.1.20 熱動形保護継電器																										
呼称	規格																									
熱動形保護継電器	JIS C 8201-4-1	低圧開閉装置及び制御装置-第4-1部:接触器及びモータスタータ:電気機械式接触器及びモータスタータ																								
	JEM 1356	電動機用熱動形及び電子式保護継電器																								

品目	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 新旧対照表		評価基準 新旧対照表	
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和6年版
高圧スイッチギヤ (CW形) 高圧スイッチギヤ (PW形)	第3編 受変電設備工事 第1章 機材 第2節 高圧スイッチヤ 1.2.1 一般事項	—	高圧スイッチギヤは、JEM 1425「金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」による。	JEM 1425「金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」の廃止により、評価基準を廃止する。 高圧スイッチギヤは、標準仕様書及び JEM 1425「金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」に適合している。
	第3編 受変電設備工事 第1章 機材 第9節 機材の試験 1.9.1 試験	—	高圧スイッチギヤの試験は、JEM 1425「金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」の試験による。	

品目	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 新旧対照表		評価基準 新旧対照表																					
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和6年版																				
高圧スイッチギヤ (LSC1) 高圧スイッチギヤ (LSC1-PI)	第3編 受変電設備工事 第1章 機材 第2節 高圧スイッチギヤ 1.2.2 構造一般	<p>(1) 高圧スイッチギヤの構造は、次によるほか、1.1.2「構造一般」(3)、(6)、(7)、(9)及び(12)による。</p> <p>(ア) 高圧スイッチギヤの運転連続性喪失区分及び仕切板等級は、LSC1又はLSC1-PI等とし、特記による。</p> <p>(イ) 高圧スイッチギヤの定格耐電圧は、表 1.2.1 に示す値とする。</p> <p>表 1.2.1 高圧スイッチギヤの定格耐電圧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定格電圧 (実効値) [kV]</th> <th colspan="2">定格商用周波耐電圧 (実効値) [kV]</th> <th colspan="2">定格雷インパルス耐電圧 (ピーク値)[kV]</th> </tr> <tr> <th>対地及び相間</th> <th>断路部の同相極間</th> <th>対地及び相間</th> <th>断路部の同相極間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.2</td> <td>22</td> <td>25</td> <td>60</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 断路器には、関連した遮断器、開閉器等が開のときに限り開閉できるインターロックを施す。ただし、避雷器用の断路器においては、省略することができる。</p> <p>(エ) LSC1 又は LSC1-PI は、外郭の扉を開いた状態においても充電部に触れないよう、透明な保護板、絶縁性保護カバー等を設ける。</p> <p>1.2.3 キャビネット</p> <p>(1) 高圧スイッチギヤのキャビネットは、1.1.3「キャビネット」(3)(ア)は除くによる。ただし、外郭は、JIS C 62271-200「定格電圧 1kV を超え 52kV 以下の金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」による次の保護等級とする。</p> <p>(ア) 屋内用は、IP2XC とする。</p> <p>(イ) 屋外用は、IP2X とし、JIS C 62271-200「定格電圧 1kV を超え 52kV 以下の金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」附属書 JA による防雨形試験(受電箱の部分にあつては、防噴流形試験)に適合するものとする。</p>	定格電圧 (実効値) [kV]	定格商用周波耐電圧 (実効値) [kV]		定格雷インパルス耐電圧 (ピーク値)[kV]		対地及び相間	断路部の同相極間	対地及び相間	断路部の同相極間	7.2	22	25	60	70	—	高圧スイッチギヤは、標準仕様書及び JIS C 62271-200 「定格電圧 1kV を超え 52 kV 以下の金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」に適合している。	なし					
定格電圧 (実効値) [kV]	定格商用周波耐電圧 (実効値) [kV]			定格雷インパルス耐電圧 (ピーク値)[kV]																				
	対地及び相間	断路部の同相極間	対地及び相間	断路部の同相極間																				
7.2	22	25	60	70																				
	第3編 受変電設備工事 第1章 機材 第9節 機材の試験 1.9.1 試験	<p>(2) 高圧スイッチギヤの試験は、表 1.9.2 により行い、監督職員に試験成績書を提出する。</p> <p>表 1.9.2 キュービクル式配電盤、高圧及び特別高圧スイッチギヤ等の試験(抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験の種類</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">構造試験</td> <td>・構造</td> <td>製造者の社内規格による。</td> </tr> <tr> <td>・防水、防風雨 (設計図書に指定された場合に限る。)</td> <td>JIS C 62271-200「定格電圧 1kV を超え 52kV 以下の金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」による。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">性能試験</td> <td>・絶縁抵抗</td> <td>高圧回路においては 1000V、低圧回路においては 500V 絶縁抵抗計で測定し「標準仕様書」の表 1.9.3 に示す値とする。</td> </tr> <tr> <td>・耐電圧</td> <td>定電圧印加法により商用周波耐電圧試験を行い「標準仕様書」の表 1.9.4 に示す印加電圧の絶縁性能を確認する。</td> </tr> <tr> <td>・継電器特性</td> <td>標準仕様書 表 1.9.5 に示す動作及び特性を確認する。</td> </tr> <tr> <td>・総合動作</td> <td>製造者の社内規格による。</td> </tr> <tr> <td>・温度上昇(特記された場合に限る。)</td> <td>JIS C 62271-200「定格電圧 1kV を超え 52kV 以下の金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」による。</td> </tr> </tbody> </table>	試験の種類	試験項目	試験方法	構造試験	・構造	製造者の社内規格による。	・防水、防風雨 (設計図書に指定された場合に限る。)	JIS C 62271-200「定格電圧 1kV を超え 52kV 以下の金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」による。	性能試験	・絶縁抵抗	高圧回路においては 1000V、低圧回路においては 500V 絶縁抵抗計で測定し「標準仕様書」の表 1.9.3 に示す値とする。	・耐電圧	定電圧印加法により商用周波耐電圧試験を行い「標準仕様書」の表 1.9.4 に示す印加電圧の絶縁性能を確認する。	・継電器特性	標準仕様書 表 1.9.5 に示す動作及び特性を確認する。	・総合動作	製造者の社内規格による。	・温度上昇(特記された場合に限る。)	JIS C 62271-200「定格電圧 1kV を超え 52kV 以下の金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」による。	—	高圧スイッチギヤの試験は、標準仕様書及び JIS C 62271-200 「定格電圧 1kV を超え 52 kV 以下の金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」の試験に適合している。	なし
試験の種類	試験項目	試験方法																						
構造試験	・構造	製造者の社内規格による。																						
	・防水、防風雨 (設計図書に指定された場合に限る。)	JIS C 62271-200「定格電圧 1kV を超え 52kV 以下の金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」による。																						
性能試験	・絶縁抵抗	高圧回路においては 1000V、低圧回路においては 500V 絶縁抵抗計で測定し「標準仕様書」の表 1.9.3 に示す値とする。																						
	・耐電圧	定電圧印加法により商用周波耐電圧試験を行い「標準仕様書」の表 1.9.4 に示す印加電圧の絶縁性能を確認する。																						
	・継電器特性	標準仕様書 表 1.9.5 に示す動作及び特性を確認する。																						
	・総合動作	製造者の社内規格による。																						
	・温度上昇(特記された場合に限る。)	JIS C 62271-200「定格電圧 1kV を超え 52kV 以下の金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」による。																						

品目	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 新旧対照表		評価基準 新旧対照表		
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和6年版	
高圧進相コンデンサ	第3編 受変電設備工事 第1章 機材 第1節 キュービクル式配電盤 1.1.6 高圧機器	(3) 高圧進相コンデンサは、次によるほか、JIS C 4902-1「高圧及び特別高圧進相コンデンサ並びに附属機器-第1部:コンデンサ」による。 (ウ) 素子種別は蒸着電極コンデンサ(SH)又ははく電極コンデンサ(NH)とし、特記による。 (a) 蒸着電極コンデンサ(SH)の保護は、コンデンサ内蔵の保安装置による保護又はコンデンサに附属する保護接点と高圧電磁接触器等の組合せとする。 (b) はく電極コンデンサ(NH)の保護は、限流ヒューズとする。	(3) 高圧進相コンデンサは、次によるほか、JIS C 4902-1「高圧及び特別高圧進相コンデンサ並びに附属機器-第1部:コンデンサ」による。	高圧進相コンデンサは、標準仕様書の規定に適合している。 高圧受電設備規定の改定により、高圧進相コンデンサの仕様が見直しされた。	高圧進相コンデンサは、標準仕様書の規定に適合している。

品目	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 新旧対照表		評価基準 新旧対照表		
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和6年版	
高圧負荷開閉器	第3編 受変電設備工事 第1章 機材 第1節 キュービクル式配電盤 1.1.6 高圧機器	(8) 高圧負荷開閉器 (ウ) 配電盤内に設ける高圧負荷開閉器のうち、(7)による限流ヒューズと組合せるものは、次による。 (e) 励磁突入電流抑制対策機能付きとする場合は、特記による。 なお、励磁突入電流の抑制効果の倍率(無負荷投入時における定格電流(波高値)に対する倍率)は3倍以下とする。	(8) 高圧負荷開閉器 (ウ) 配電盤内に設ける高圧負荷開閉器のうち、(7)による限流ヒューズと組合せるものは、次による。	配電盤内に設ける高圧負荷開閉器は、標準仕様書の規定に適合している。 配電盤内に設ける高圧負荷開閉器のうち、限流ヒューズと組合せるものの仕様が見直しされた。	配電盤内に設ける高圧負荷開閉器は、標準仕様書の規定に適合している。

品目	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 新旧対照表		評価基準 新旧対照表		
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和6年版	
絶縁監視装置	第3編 受変電設備工事 第1章 機材 第8節 絶縁監視装置 1.8.2 構造一般	(1) 構造は、次による。 (イ) ドアを閉じた状態では、充電部が露出しないものとする。	構造は、次による。 (イ) ドアを閉じた状態では、充電部が露出しないものとする。 なお、ドア裏面の充電部が露出する部分は、感電防止の処置を施す。ただし、最大使用電圧が60V以下の場合には、その処置を省略することができる。	絶縁監視装置の構造は、標準仕様書の規定に適合している。 ドアの仕様が見直しされた。	絶縁監視装置の構造は、標準仕様書の規定に適合している。
	第3編 受変電設備工事 第1章 機材 第8節 絶縁監視装置 1.8.3 キャビネット	(1) キャビネットは、次によるほか、1.7.3「キャビネット」(2)から(4)までによる。 (イ) 名称板は、合成樹脂製(文字刻記又は文字印刷)とする。 (引用部) 1.7.3 キャビネット (2) ドアは、錠付きとし、次による。 (ア) 開いた状態で固定できる構造とする。 (イ) 錠の鍵は、製造者の標準とする。ただし、錠の仕様等を指定する場合は、特記による。 (ウ) ドアのハンドルは、製造者の標準とする。	キャビネットは、次によるほか、1.7.3「キャビネット」(3)から(6)までによる。 (イ) ドアは、全て錠付きとする。 (引用部) 1.7.3 キャビネット	絶縁監視装置のキャビネットは、標準仕様書の規定に適合している。 キャビネットの仕様が見直しされた。	絶縁監視装置のキャビネットは、標準仕様書の規定に適合している。

品目	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 新旧対照表		評価基準 新旧対照表		
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版
ベント式据置鉛蓄電池	第4編 電力貯蔵設備工事 第1章 機材 第1節 直流電源装置 1.1.6 蓄電池	(1) 蓄電池は次による。 (ウ) 減液警報装置の検出部を設けるものとし、検出部の個数、構造及び位置は製造者の標準とする。	蓄電池は次による。 (ウ) 減液警報装置の検出部を2セルに設ける。	蓄電池は、標準仕様書の規定に適合している。 減液警報装置の仕様が見直しされた。	蓄電池は、標準仕様書の規定に適合している。

品目	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 新旧対照表		評価基準 新旧対照表		
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版
交流無停電電源装置	第4編 電力貯蔵設備工事 第1章 機材 第2節 交流無停電電源装置(UPS) 1.2.3 キャビネット	(1) キャビネットは、1.1.3「キャビネット」による。 (引用部) (1) 屋内用のキャビネットは、次による。 (イ) ドアは、錠付きとし、次による。 (a) 錠の鍵は、製造者の標準とする。ただし、鍵の仕様等を指定する場合は、特記による。 (b) ドアのハンドルは、製造者の標準とする。ただし、施錠・解錠状態表示付とする場合は、特記による。 (c) ドアのちょう番は、ドア前面から見えない構造とする。 (e) 90度以上開いた状態で固定できる構造とする。	(1) キャビネットは、2.1.3「キャビネット」による。 (引用部) 屋内用のキャビネットは、次による。 (イ) ドアは、施錠でき、かつ、開いたドアは、固定できる構造とする。	屋内用のキャビネットは、標準仕様書の規定に適合している。 ドアの仕様が見直しされた。	屋内用のキャビネットは、標準仕様書の規定に適合している。
	第4編 電力貯蔵設備工事 第1章 機材 第2節 交流無停電電源装置(UPS) 1.2.5 蓄電池	(1) 蓄電池は、次によるほか、1.1.6「蓄電池」((1)(イ)を除く。)による。 (引用部) 1.1.6 蓄電池 (1) 蓄電池は、次による。 (ウ) 減液警報装置の検出部を設けるものとし、検出部の個数、構造及び位置は製造者の標準とする。	蓄電池は、次によるほか、2.1.6「蓄電池」((イ)を除く。)による。 (引用部) 2.1.6 蓄電池 蓄電池は、次による。 (ウ) 減液警報装置の検出部を2セルに設ける。	蓄電池は、標準仕様書の規定に適合している。 減液警報装置の仕様が見直しされた。	蓄電池は、標準仕様書の規定に適合している。
	第4編 電力貯蔵設備工事 第1章 機材 第2節 交流無停電電源装置(UPS) 1.2.6 器具類	(1) 器具類は、次によるほか、1.1.7「器具類」(1)から(8)まで、(10)及び(11)による。 (引用部) (1) 開閉器類は、次による。 (イ) 双投電磁接触器は、JEM 1465「接触器式トランスファスイッチ」によるほか、次に示す性能以上のものとする。ただし、機械的又は電氣的にインターロックを施す構成とする場合は、(ウ)による電磁接触器2個の組合せによるものとする。ことができる。 (a) 機械的耐久性 1万回以上 (b) 電氣的耐久性 0.6万回以上	器具類は、次によるほか、2.1.7「器具類」(1)から(8)まで、(10)及び(11)による。 (引用部) (1) 開閉器類は、次による。 (イ) 双投電磁接触器は、(ウ)による。ただし、機械的又は電氣的にインターロックが施されている場合は、単投のものを2個組合せることができる。また、電源切替え等に使用する開閉頻度の少ないものは、次に示す性能以上のものとする。ことができる。 機械的耐久性 5万回以上 電氣的耐久性 1万回以上	双投電磁接触器は、標準仕様書の規定に適合している。 双投電磁接触器の仕様が見直しされた。	双投電磁接触器は、標準仕様書の規定に適合している。

品目	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 新旧対照表		評価基準 新旧対照表		
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和6年版	
パワーコンディショナ及び系統連系保護装置	第5編 発電設備工事 第1章 機材 第7節 太陽光発電装置 1.7.4 パワーコンディショナ及び系統連系保護装置	<p>(1) パワーコンディショナは、次によるほか、JIS C 8980「小出力太陽光発電用パワーコンディショナ」による。</p> <p>(カ) パワーコンディショナの出力制御を行うものは、次の機能を有するものとし、適用は特記による。</p> <p>(a) 出力制御は、パワーコンディショナと出力制御ユニットの組合せで行うものとし、次の機能を有するものとする。 ただし、全部を一体形とすることができる。</p> <p>① 出力制御機能：出力制御ユニットからの制御信号を受けて、パワーコンディショナの出力(上限値)を定格出力の100～0%まで、1%単位で増減できるもの。</p> <p>② 出力制御単位：1分以下</p> <p>③ 制御方式：自家消費を目的とした負荷追従制御とし、受電電力の値を出力制御ユニットが取得し、受電電力の値を超えないようにパワーコンディショナの出力を調整できるものとする。</p> <p>なお、送配電網の系統安定化のため、一般送配電事業者等が行う需給バランス制約に対応する出力制御を行う場合は、外部から取得する出力制御情報の通信方式等の特記する。</p> <p>(b) 出力制御ユニットは、出力制御情報等を取得し、パワーコンディショナの出力を制御する機能を有し、出力制御ユニットの設置は特記による。</p> <p>(キ) 蓄電池一体型パワーコンディショナは、パワーコンディショナと蓄電池を一体として構成し、次の機能を有するものとし、適用は特記による。</p> <p>(a) 蓄電池は、リチウム二次電池とし、次による。</p> <p>① 蓄電池の電圧範囲は、製造者の標準とする。</p> <p>② 蓄電池のセル数は、製造者の標準とする。</p> <p>③ 蓄電池異常監視は、製造者の標準とする。</p> <p>(b) ピークシフト・ピークカット機能は次のいずれかとする。</p> <p>① あらかじめ設定した運転パターン又はスケジュールに従って、充放電電力値の設定を行い、その値で運転する。</p> <p>② 充電電力値及び開始時間を設定し、1日単位でスケジュールに従って自動運転する。</p> <p>③ 外部機器からの信号により運転する。</p> <p>(c) 蓄電池の充電は、通常運転時は原則として太陽電池から行うものとし、商用電源側からの充電は行わないものとする。</p> <p>(ク) 系統連系するものは、次による。</p> <p>(b) 系統連系制御は、次の機能を有するものとする。</p> <p>② 単独運転検出機能</p> <p>(c) パワーコンディショナ内部の系統連系用交流接続部は、配線用遮断器又は漏電遮断器とし、逆接続が可能なものとする。</p> <p>(ケ) PV 直流用 SPD は、特記により設けるものとし、内蔵又は附属する場合は、次によるほか、JIS C 5381-31「低圧サージ防護デバイス-第31部:太陽電池設備の直流側に接続するサージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」による。</p> <p>なお、PV 直流用 SPD は、特性に適合した SPD 分離器と組み合わせて設けるものとする。</p>	<p>(1) パワーコンディショナは、次によるほか、JIS C 8980「小出力太陽光発電用パワーコンディショナ」による。</p> <p>(カ) 系統連系するものは、次による。</p> <p>(b) 系統連系制御は、次の機能を有するものとする。</p> <p>② 単独運転検出機能(逆潮流がある場合。)</p> <p>(c) 系統連系用交流接続部は、配線用遮断器(逆接続可能型)を設ける。</p> <p>(キ) PV 直流用 SPD は、特記により設けるものとし、内蔵又は附属する場合は、次によるほか、JIS C 5381-31「低圧サージ防護デバイス-第31部:太陽電池設備の直流側に接続するサージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」による。</p>	<p>パワーコンディショナは、標準仕様書の規定に適合している。 パワーコンディショナの仕様が見直しされた。</p>	<p>パワーコンディショナは、標準仕様書の規定に適合している。</p>

品目	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 新旧対照表				評価基準 新旧対照表		
	章・節	令和7年版		令和4年版		令和7年版	令和6年版
		細目 機器	試験の 種類	試験 項目	試験内容	試験項目	試験内容
パワーコンディショナ及び系統連系保護装置	第5編 発電設備工事 第1章 機材 第10節 機材の試験 1.10.4 太陽光発電装置の試験	(2) 太陽光発電装置の試験は、次による。 表 1.10.5 太陽光発電装置の試験(抜粋)				(2) 太陽光発電装置の試験は、表 1.10.5 による。 表 1.10.5 太陽光発電装置の試験(抜粋)	
		パワーコンディショナ及び系統連系保護装置	性能試験	単独運転検出機能	なお、標準形能動的単独運転検出方式の場合は、JEM 1498「分散型電源用単相パワーコンディショナの標準形能動的単独運転検出方式(ステップ注入付周波数フィードバック方式)」又はJEM 1505「低圧配電線に連系する太陽光発電用三相パワーコンディショナの標準形能動的単独運転検出方式(ステップ注入付周波数フィードバック方式)」による。	単独運転検出機能	
						太陽光発電装置の試験は、標準仕様書の規定に適合している。 単独運転検出機能の試験内容が見直しされた。	太陽光発電装置の試験は、標準仕様書の規定に適合している。

品目	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 新旧対照表		評価基準 新旧対照表																														
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版																												
監視カメラ装置	第6編 通信・情報設備工事 第1章 機材 第13節 監視カメラ装置 1.13.1 一般事項	<p>(2) 伝送方式は、次による。</p> <p>(ア) ネットワーク伝送方式は、次による。</p> <p>(c) ネットワークインタフェースは、100BASE-TX 又は 1000BASE-T とする。</p> <p>(7) 充電部は、1.4.1「一般事項」(5)による。</p> <p>(引用部)</p> <p>1.4.1 一般事項</p> <p>(5) 充電部が露出する部分は、外部から手を触れられない構造とする。</p> <p>(8) 機器収納ラックは、1.4.3「機器収納ラック」による。</p> <p>(引用部)</p> <p>1.4.3 機器収納ラック</p> <p>(1) 機器収納ラックは、次による。</p> <p>(カ) ドアは、錠付きとし、次による。</p> <p>(a) 錠の鍵は、製造者の標準とする。ただし、鍵の仕様等を指定する場合は、特記による。</p> <p>(b) ドアのハンドルは、表面に突出ない構造で非鉄金属製又はステンレス鋼製とする。</p> <p>なお、施錠・解錠状態表示付とする場合は、特記による。</p> <p>(9) 通信用SPDは、特記により設けるものとし、1.4.5「通信用SPD」による。</p> <p>(引用部)</p> <p>1.4.5 通信用SPD</p> <p>表 1.4.5 通信用SPDの用途別性能(抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>詳細事項</th> <th>定格電流</th> <th>使用周波数帯域</th> <th>挿入損失</th> <th>電圧防護レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">監視カメラ設備用</td> <td>EM-同軸ケーブル 同軸伝送方式(電源重量)</td> <td>200mA以上</td> <td rowspan="2">3GHZ以下</td> <td rowspan="2">1.5dB以下</td> <td rowspan="2">1,000V以下</td> </tr> <tr> <td>同軸伝送方式(電源重量なし)</td> <td>100mA</td> </tr> </tbody> </table>	用途	詳細事項	定格電流	使用周波数帯域	挿入損失	電圧防護レベル	監視カメラ設備用	EM-同軸ケーブル 同軸伝送方式(電源重量)	200mA以上	3GHZ以下	1.5dB以下	1,000V以下	同軸伝送方式(電源重量なし)	100mA	<p>(2) 伝送方式は、次による。</p> <p>(ア) ネットワーク伝送方式は、次による。</p> <p>(c) ネットワークインタフェースは、10BASE-T 又は 100BASE-TX とする。</p> <p>(7) 充電部は、1.4.1「一般事項」(5)による。</p> <p>(引用部)</p> <p>1.4.1 一般事項</p> <p>(5) 最大使用電圧が60Vを超える回路の充電部は、外部から手を触れられない構造とする。</p> <p>(8) 機器収納ラックは、1.4.3「機器収納ラック」による。</p> <p>(引用部)</p> <p>1.4.3 機器収納ラック</p> <p>機器収納ラックは、次による。</p> <p>(9) 通信用SPDは、特記により設けるものとし、1.4.5「通信用SPD」による。</p> <p>(引用部)</p> <p>1.4.5 通信用SPD</p> <p>表 1.4.5 通信用SPDの用途別性能(抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>詳細事項</th> <th>定格電流</th> <th>使用周波数帯域</th> <th>挿入損失</th> <th>電圧防護レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">監視カメラ設備用</td> <td>EM-同軸ケーブル デジタル伝送方式(電源重量)</td> <td>200mA以上</td> <td rowspan="2">10MHZ以下</td> <td rowspan="2">1.5dB以下</td> <td rowspan="2">1,000V以下</td> </tr> <tr> <td>デジタル伝送方式(電源重量なし)</td> <td>100mA</td> </tr> </tbody> </table>	用途	詳細事項	定格電流	使用周波数帯域	挿入損失	電圧防護レベル	監視カメラ設備用	EM-同軸ケーブル デジタル伝送方式(電源重量)	200mA以上	10MHZ以下	1.5dB以下	1,000V以下	デジタル伝送方式(電源重量なし)	100mA	<p>伝送方式は、標準仕様書の規定に適合している。 ネットワークインタフェースの仕様が見直しされた。</p> <p>蓄電池は、標準仕様書の規定に適合している。 感電防止措置が見直しされた。</p> <p>機器収納ラックは、標準仕様書の規定に適合している。 ドアの仕様が見直しされた。</p> <p>通信用SPDは、表1.4.5通信用SPDの用途別性能に適合している。 伝送方式及び使用周波数帯域が見直しされた。</p>	<p>伝送方式は、標準仕様書の規定に適合している。</p> <p>蓄電池は、標準仕様書の規定に適合している。</p> <p>機器収納ラックは、標準仕様書の規定に適合している。</p> <p>通信用SPDは、表1.4.5通信用SPDの用途別性能に適合している。</p>
用途	詳細事項	定格電流	使用周波数帯域	挿入損失	電圧防護レベル																												
監視カメラ設備用	EM-同軸ケーブル 同軸伝送方式(電源重量)	200mA以上	3GHZ以下	1.5dB以下	1,000V以下																												
	同軸伝送方式(電源重量なし)	100mA																															
用途	詳細事項	定格電流	使用周波数帯域	挿入損失	電圧防護レベル																												
監視カメラ設備用	EM-同軸ケーブル デジタル伝送方式(電源重量)	200mA以上	10MHZ以下	1.5dB以下	1,000V以下																												
	デジタル伝送方式(電源重量なし)	100mA																															

品目	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 新旧対照表		評価基準 新旧対照表																				
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版																		
監視カメラ装置	第6編 通信・情報設備工事 第1章 機材 第13節 監視カメラ装置 1.13.3 モニタ装置	1.13.3 モニタ装置 (1) カラーモニタは、1.7.2「マルチサイン装置」(3)及び 1.8.1「一般事項」による。 (引用部) 1.7.2 マルチサイン装置 (3) 情報表示部のディスプレイの性能は、表 1.7.1 による。 表 1.7.1 ディスプレイの性能 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輝度</td> <td>200cd/m²以上</td> </tr> <tr> <td>解像度</td> <td>1,024×768 以上</td> </tr> <tr> <td>表示色数</td> <td>256 色数以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	性能	輝度	200cd/m ² 以上	解像度	1,024×768 以上	表示色数	256 色数以上	1.13.3 モニタ装置 (1) カラーモニタは、1.7.2「マルチサイン装置」(3)及び 1.8.1「一般事項」による。 (引用部) 1.7.2 マルチサイン装置 (3) 液晶式表示盤の液晶ディスプレイの性能は、表 1.7.1 による。 表 1.7.1 液晶ディスプレイの性能 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入力端子</td> <td>映像1系統</td> </tr> <tr> <td>輝度</td> <td>200cd/m²以上</td> </tr> <tr> <td>解像度</td> <td>1,024×768 以上</td> </tr> <tr> <td>表示色数</td> <td>256 色数以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	性能	入力端子	映像1系統	輝度	200cd/m ² 以上	解像度	1,024×768 以上	表示色数	256 色数以上	カラーモニタは、表 1.17.1 ディスプレイの性能に適合している。 カラーモニタの仕様が見直しされた。	カラーモニタは、表 1.17.1 液晶ディスプレイの性能に適合している。
項目	性能																						
輝度	200cd/m ² 以上																						
解像度	1,024×768 以上																						
表示色数	256 色数以上																						
項目	性能																						
入力端子	映像1系統																						
輝度	200cd/m ² 以上																						
解像度	1,024×768 以上																						
表示色数	256 色数以上																						
監視カメラ装置	第6編 通信・情報設備工事 第1章 機材 第13節 監視カメラ装置 1.13.5 その他	(6) 動体検知は、カメラ又は録画装置等にて動体を検知する機能を有するものとし、次による。 (ア) 動体検知の対象とするカメラは、特記による。 (イ) 動体検知の機能は、表 1.13.2 とし、特記による。 表 1.13.2 動体検知の機能 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>侵入検知</td> <td>設定した警戒範囲に人、車等の動いている物体を判定し検知する機能。</td> </tr> <tr> <td>滞留検知</td> <td>設定した警戒範囲に一定時間以上、人、車等の滞留を判定し検知する機能。</td> </tr> <tr> <td>方向検知</td> <td>設定した警戒範囲の指定した方向に人、車等の動いている物体を判定し検知する機能。</td> </tr> </tbody> </table> (ウ) 動体検知の検知後の動作は、表 1.13.3 とし、特記による。 表 1.13.3 検知後の機能 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警報</td> <td>検知した際に警報出力する。(画面表示ポップアップ表示、アラート音)</td> </tr> <tr> <td>移報</td> <td>検知した際にメール等で指定した連絡先に送信する。</td> </tr> <tr> <td>画面切替</td> <td>検知した際に検知したカメラ映像に画面を切り替える。</td> </tr> <tr> <td>警報ログ</td> <td>検知した際に録画映像にフラグを立て、参照できる。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	機能	侵入検知	設定した警戒範囲に人、車等の動いている物体を判定し検知する機能。	滞留検知	設定した警戒範囲に一定時間以上、人、車等の滞留を判定し検知する機能。	方向検知	設定した警戒範囲の指定した方向に人、車等の動いている物体を判定し検知する機能。	名称	機能	警報	検知した際に警報出力する。(画面表示ポップアップ表示、アラート音)	移報	検知した際にメール等で指定した連絡先に送信する。	画面切替	検知した際に検知したカメラ映像に画面を切り替える。	警報ログ	検知した際に録画映像にフラグを立て、参照できる。	—	動体検知は、標準仕様書の規定に適合している。 動体検知機能が追加された。	なし
名称	機能																						
侵入検知	設定した警戒範囲に人、車等の動いている物体を判定し検知する機能。																						
滞留検知	設定した警戒範囲に一定時間以上、人、車等の滞留を判定し検知する機能。																						
方向検知	設定した警戒範囲の指定した方向に人、車等の動いている物体を判定し検知する機能。																						
名称	機能																						
警報	検知した際に警報出力する。(画面表示ポップアップ表示、アラート音)																						
移報	検知した際にメール等で指定した連絡先に送信する。																						
画面切替	検知した際に検知したカメラ映像に画面を切り替える。																						
警報ログ	検知した際に録画映像にフラグを立て、参照できる。																						

品目	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 新旧対照表		評価基準 新旧対照表																				
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版																		
中央監視制御装置	第7編 中央監視制御設備工事 第1章 機材 第1節 共通事項 1.1.1 一般事項	(2) 中央監視制御装置を構成する外箱等は、次による。 (イ) 充電部は、第6編 1.4.1「一般事項」(5)による。 (引用部) 第6編 1.4.1「一般事項」 (5) 充電部が露出する部分は、外部から手を触れられない構造とする。	(2) 中央監視制御装置を構成する外箱等は、次による。 (イ) 充電部は、第6編 1.4.1「一般事項」(5)による。 (引用部) 第6編 1.4.1「一般事項」 (5) 最大使用電圧が60Vを超える回路の充電部は、外部から手を触れられない構造とする。	充電部は、標準仕様書の規定に適合している。 感電防止措置が見直された。	充電部は、標準仕様書の規定に適合している。																		
	第7編 中央監視制御設備工事 第1章 機材 第3節 簡易形監視制御装置 1.3.1 一般事項	(2) 監視装置の機能は、次による。 表1.3.1 監視制御装置の機能(抜粋) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">基本機能</th> </tr> <tr> <th>簡易形監視制御装置</th> <th>監視制御装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カレンダー管理</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> (4) 周囲条件は、次による。	名称	基本機能		簡易形監視制御装置	監視制御装置	カレンダー管理	○	○	(2) 監視装置の機能は、次による。 表1.3.1 監視制御装置の機能(抜粋) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">基本機能</th> </tr> <tr> <th>簡易形監視制御装置</th> <th>監視制御装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明制御</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> (4) 周囲条件は、次による。 (ウ) 記録装置 温度 10~30℃ 湿度 30~80%RH	名称	基本機能		簡易形監視制御装置	監視制御装置	照明制御		○	監視制御装置の機能は、標準仕様書に適合している。 カレンダー管理が追加された。 照明制御が削除された。 周囲条件は、標準仕様書に適合している。 記録装置の周囲条件が削除された。	監視制御装置の機能は、標準仕様書に適合している。 周囲条件は、標準仕様書に適合している。		
名称	基本機能																						
	簡易形監視制御装置	監視制御装置																					
カレンダー管理	○	○																					
名称	基本機能																						
	簡易形監視制御装置	監視制御装置																					
照明制御		○																					
	第7編 中央監視制御設備工事 第1章 機材 第4節 監視制御装置 1.4.2 監視操作装置	(1) 監視装置は、次による。 (イ) 表示装置は、次による。 (b)液晶ディスプレイは、次による。 ① 液晶ディスプレイの性能は第6編 1.7.2「マルチサイン装置」(3)による。 (引用部) (3) 情報表示部のディスプレイの性能は、表 1.7.1 による。 表 1.7.1 ディスプレイの性能 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輝度</td> <td>200cd/m²以上</td> </tr> <tr> <td>解像度</td> <td>1,024 × 768 以上</td> </tr> <tr> <td>表示色数</td> <td>256 色数以上</td> </tr> </tbody> </table> (イ) グラフィックパネル又はこれと同一のキャビネットに器具類を取付ける場合は、次によるほか、1.2.4「器具類」による。 (引用部) 1.2.4 器具類 (2) 制御装置は、製造者の標準とする。	項目	性能	輝度	200cd/m ² 以上	解像度	1,024 × 768 以上	表示色数	256 色数以上	監視装置は、次による。 (イ) 表示装置は、次による。 (b)液晶ディスプレイは、次による。 ① 液晶ディスプレイの性能は第6編 1.7.2「マルチサイン装置」(3)による。 (引用部) (3) 液晶式表示盤の液晶ディスプレイの性能は、表 1.7.1 による。 表 1.7.1 液晶ディスプレイの性能 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入力端子</td> <td>映像1系統</td> </tr> <tr> <td>輝度</td> <td>200cd/m²以上</td> </tr> <tr> <td>解像度</td> <td>1,024 × 768 以上</td> </tr> <tr> <td>表示色数</td> <td>256 色数以上</td> </tr> </tbody> </table> (イ) グラフィックパネル又はこれと同一のキャビネットに器具類を取付ける場合は、次によるほか、1.2.4「器具類」による。 (引用部) 1.2.4 器具類 (2) 補助継電器は、第2編 1.12.6「器具類」(11)による。	項目	性能	入力端子	映像1系統	輝度	200cd/m ² 以上	解像度	1,024 × 768 以上	表示色数	256 色数以上	液晶ディスプレイは、表 1.17.1 ディスプレイの性能に適合している。 液晶ディスプレイの仕様が見直された。	液晶ディスプレイは、表 1.17.1 液晶ディスプレイの性能に適合している。
項目	性能																						
輝度	200cd/m ² 以上																						
解像度	1,024 × 768 以上																						
表示色数	256 色数以上																						
項目	性能																						
入力端子	映像1系統																						
輝度	200cd/m ² 以上																						
解像度	1,024 × 768 以上																						
表示色数	256 色数以上																						
	第7編 中央監視制御設備工事 第1章 機材 1.4.3 エネルギー管理装置	(1) エネルギー管理装置は、施設のエネルギー使用量データを収集・保存し、収集したデータを元にグラフ表示等により、施設運用及び省エネルギーの推進に有効な情報を提供する機能を持つものとする。 なお、エネルギー管理装置を設けず、その機能のみ監視操作装置又は遠隔監視(クラウドサービス等)に具備する場合は特記による。 (2) エネルギー管理装置は、表示装置、キーボード等の全部又は一部によるものとし、次による。 なお、機器構成は、特記による。 (ア) 表示装置は液晶ディスプレイとし、性能は第6編 1.7.2「マルチサイン装置」(3)による。	—	エネルギー管理装置は、標準仕様書の規定に適合している。 エネルギー管理装置の仕様追加された。	なし																		

品目	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 新旧対照表		評価基準 新旧対照表										
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版								
中央監視制御装置	第7編 中央監視制御設備工事 第1章 機材 1.4.3 エネルギー管理装置	<p>(引用部)</p> <p>(3) 情報表示部のディスプレイの性能は、表 1.7.1 による。</p> <p>表 1.7.1 ディスプレイの性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輝度</td> <td>200cd/m²以上</td> </tr> <tr> <td>解像度</td> <td>1,024×768 以上</td> </tr> <tr> <td>表示色数</td> <td>256 色数以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) キーボード等は、次による。</p> <p>(a) キーボードは、テンキー、専用命令キー等の操作により表示装置の表示画面を制御し、監視制御対象の機器の状態、発停、計測値の表示、制御値の設定等が行えるものとする。</p> <p>(b) マウス等は、表示装置の画面上の位置を選択して信号を読み取らせることにより、画面の呼出し、操作する機器の選択等が行えるものとする。</p> <p>(3) エネルギー管理装置の機能は、表 1.3.1 によるものとし、特記による。</p>	項目	性能	輝度	200cd/m ² 以上	解像度	1,024×768 以上	表示色数	256 色数以上			
項目	性能												
輝度	200cd/m ² 以上												
解像度	1,024×768 以上												
表示色数	256 色数以上												
	第7編 中央監視制御設備工事 第1章 機材 1.4.4 エネルギー需給制御装置	<p>(1) エネルギー需給制御装置は、施設の負荷電力、各分散電源の発電量及び蓄電量から電力需要を把握し、施設の電力の需給バランスの最適化を図る機能を持つものとする。</p> <p>なお、エネルギー需給制御装置を設けず、その機能のみを監視操作装置又はエネルギー管理装置に具備する場合は特記による。</p> <p>(2) エネルギー需給制御装置は、表示装置、キーボード等の全部又は一部によるものとし、次による。</p> <p>なお、機器構成は、特記による。</p> <p>(ア) 表示装置は液晶ディスプレイとし、性能は第6編 1.7.2「マルチサイン装置」(3)による。</p> <p>(引用部)</p> <p>(3) 情報表示部のディスプレイの性能は、表 1.7.1 による。</p> <p>1.7.1 ディスプレイの性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輝度</td> <td>200cd/m²以上</td> </tr> <tr> <td>解像度</td> <td>1,024×768 以上</td> </tr> <tr> <td>表示色数</td> <td>256 色数以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) キーボード等は、次による。</p> <p>(a) キーボードは、テンキー、専用命令キー等の操作により表示装置の表示画面を制御し、監視制御対象の機器の状態、発停、計測値の表示、制御値の設定等が行えるものとする。</p> <p>(b) マウス等は、表示装置の画面上の位置を選択して信号を読み取らせることにより、画面の呼出し、操作する機器の選択等が行えるものとする。</p> <p>(3) エネルギー管理装置の機能は、表 1.3.1 によるものとし、特記による。</p>	項目	性能	輝度	200cd/m ² 以上	解像度	1,024×768 以上	表示色数	256 色数以上	—	エネルギー需給装置は、標準仕様書の規定に適合している。 エネルギー需給制御装置の仕様が追加された。	なし
項目	性能												
輝度	200cd/m ² 以上												
解像度	1,024×768 以上												
表示色数	256 色数以上												

電気設備機材等評価基準(令和7年度)の改定について(標準仕様書の改定以外のもの)

*「赤字」は、改定箇所を示しております。

*「青字」は、改定の解説等です。

品 目	令和7年版	令和6年版	改正理由
高圧変圧器(特定機器) 種類(1)油入	受渡試験の試験結果が、JIS C 4304「配電用 6kV 油入変圧器」の試験(巻線抵抗測定、絶縁抵抗測定、無負荷損電流及び無負荷損、変圧比、極性又は位相変位、負荷損及び短絡インピーダンス、電圧変動率、効率、エネルギー消費効率、加圧耐電圧、誘導耐電圧、構造)に適合している。 JIS C 4304「配電用 6kV 油入変圧器」の改正により、巻線抵抗測定、絶縁抵抗測定の試験項目が追加された。	受渡試験の試験結果が、JIS C 4304「配電用 6kV 油入変圧器」の試験(無負荷損電流及び無負荷損、変圧比、極性又は位相変位、負荷損及び短絡インピーダンス、電圧変動率、効率、エネルギー消費効率、加圧耐電圧、誘導耐電圧、構造)に適合している。	内容の見直し
高圧変圧器(特定機器) 種類(2)モールド	受渡試験の試験結果が、JIS C 4306「配電用 6kV モールド変圧器」の試験(巻線抵抗測定、絶縁抵抗測定、無負荷損電流及び無負荷損、変圧比、極性又は位相変位、負荷損及び短絡インピーダンス、電圧変動率、効率、エネルギー消費効率、加圧耐電圧、誘導耐電圧、構造、部分放電)に適合している。 JIS C 4306「配電用 6kV モールド変圧器」の改正により、巻線抵抗測定、絶縁抵抗測定の試験項目が追加された。	受渡試験の試験結果が、JIS C 4306「配電用 6kV モールド変圧器」の試験(無負荷損電流及び無負荷損、変圧比、極性又は位相変位、負荷損及び短絡インピーダンス、電圧変動率、効率、エネルギー消費効率、加圧耐電圧、誘導耐電圧、構造)に適合している。	内容の見直し